平成31年度分　市民税・県民税申告の手引き　－愛西市－

この申告書は、あなたの市民税・県民税額を正しく算出するための基礎となるものです。
また、所得証明書、課税（非課税）証明書の発行の際に必要な資料となります。
※この申告の手引きの内容は、税法改正等により変更になる場合があります。

申告期限は、平成31年 3月15日（金）　です。

問い合わせ先　愛西市役所 総務部 税務課 市民税係　〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
電話番号 0567-55-7123（直通）

申告をしていただく方

平成31年1月1日現在、愛西市に居住し、平成30年1月1日から12月31日までの所得について、次に該当する方です。

1　営業等、農業、不動産、配当、雑、一時等の所得があった方
2　給与所得者で、次に該当する方
　(1)勤務先から「給与支払報告書」が愛西市へ提出されていない方
　(2)給与所得以外にも所得があった方
　（給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。）
3　公的年金所得者で、年間の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方
4　源泉徴収票に記載された各種控除と異なる控除（医療費控除、扶養控除、生命保険料控除等）を受けようとする方
※所得がなかった方でも、所得証明書や非課税証明書の交付資料、国民健康保険税等の算定資料にもなりますので、該当の方は提出してください。

申告の必要のない方

1　税務署に平成30年分の所得税の確定申告書を提出される（された）方
2　前年中に給与以外の所得がなく、勤務先から愛西市に給与支払報告書が提出された方
（提出されているかどうか不明な方は勤務先の給与担当者に確認してください。）
3　公的年金（源泉徴収税額がない）以外の所得がなく、年金支払者から愛西市に公的年金等支払報告書が提出された方で、各種控除を受けない方

所得税の確定申告の手続きが必要な方

所得税が源泉徴収されており（給与所得者、年金所得者等）、所得税額に変更がある方。
例1：医療費控除、扶養控除の追加等がある場合
例2：給与所得以外（公的年金等に係る雑所得のある方は公的年金等に係る雑所得以外）に20万円を超える所得がある場合
など
事業所得や不動産所得のある方で、所得税額が生じる場合は確定申告をしていただくことになりますのでご注意ください。

申告に必要なものや添付書類

1　個人番号の確認できる書類及び本人確認ができる書類
2　印鑑（朱肉を使うもの）
3　給与所得や年金所得がある方は、その支払者から交付された源泉徴収票（原本）
4　収支内訳書（事業所得や不動産所得がある方は、収入金額、必要経費、所得金額等を収支内訳書に記載してください。）
※市役所では、収支内訳書の作成はしませんので、申告者ご自身で作成してください。
5　各種領収書または証明書等
　(1)社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続保険料等の納付確認書や領収書、国民年金保険料等の控除証明書
　(2)生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は、控除の対象となる証明書
　(3)医療費控除を受ける方は、控除の明細書
　※セルフメディケーション税制の医療費控除を受けられる方は、健康診断等の取組がわかる書類の添付または提示が必要です。
　(4)障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等や障害者控除対象者認定書
　(5)寄附金控除を受ける方は、寄附団体からの受領書や証明書等
　※控除の対象とならない寄附金もあります。

源泉徴収票や証明書等の書類は、必ず「原本」を添付してください。
なお、添付していただいた書類は、返却いたしません。

申告の期限・提出先

申告期限
平成31年3月15日（金）
※申告書は、市ホームページからダウンロードするか、市役所本庁舎（税務課）及び各支所に設置しております。
※確定申告期間中（2/18～3/15）は、申告等について相談等がある場合や申告書の未作成の場合は、確定申告会場にて順次受付をいたします。

提出のみの場合（すべて記載ができている場合）
●郵送の場合
宛　先：〒496-8555　愛西市稲葉町米野308番地
愛西市役所総務部税務課　宛
●持参の場合（閉庁日・閉庁時間を除く）
提出先：愛西市役所総務部税務課及び各支所

いずれの場合も、住所、氏名、電話番号等の必要事項を記入のうえ、押印してください。

4　所得から差し引かれる金額

⑭生命保険料控除

旧契約	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る一般の生命保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額	支払った保険料の金額（A）	控除額
		15,000円以下	（A）の全額
		15,000円超 40,000円以下	（A）×1/2＋7,500円
		40,000円超 70,000円以下	（A）×1/4＋17,500円
		70,000円超	35,000円
新契約	平成24年１月１日以後に締結した保険契約等に係る一般の生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額	支払った保険料の金額（B）	控除額
		12,000円以下	（B）の全額
		12,000円超 32,000円以下	（B）×1/2＋6,000円
		32,000円超 56,000円以下	（B）×1/4＋14,000円
		56,000円超	28,000円
生命保険料について、旧契約と新契約の双方がある場合、または、個人年金保険料について、旧契約と新契約の双方がある場合		双方それぞれ上記の算式より計算した控除額の合計額（限度額28,000円）、ただし、旧契約のみの保険料で計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額（限度額35,000円）	

※それぞれの契約種別（新旧一般生命保険料、新旧個人年金保険料、介護医療保険料）において控除額がある場合、その合計した控除額の限度額は70,000円です。

⑮地震保険料控除

①地震保険料	支払った保険料の金額（C）	控除額
	50,000円以下	（C）×1/2
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料（経過措置に係る分）	支払った保険料の金額（D）	控除額
	5,000円以下	（D）の全額
	5,000円超15,000円以下	（D）×1/2＋2,500円
	15,000円超	10,000円
①と②の両方がある場合	①と②の控除額合計が25,000円以下	①と②の控除額合計
	①と②の控除額合計が25,000円超	25,000円

（注）一つの保険契約について地震保険料と旧長期損害保険料の双方に該当する場合は、納税者の選択により、地震保険料または旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになります。

【所得控除額一覧表】

⑯寡婦控除	一般			260,000円
	特別	子である扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の寡婦の方		300,000円
⑯寡夫控除				260,000円
⑰勤労学生控除				260,000円
⑱障害者控除	※障害者控除は、16歳未満の扶養親族の場合でも適用を受けることができます。			
	特別	特別障害者の方		300,000円
	一般	その他の障害者の方		260,000円
	同居特別	同居の特別障害者の方		530,000円
⑲配偶者控除	・申告者の合計所得金額が10,000,001円以上の方			0円
	老人	満70歳以上の方（昭和24年１月１日以前に生まれた方）		
		申告者の合計所得金額	～ 9,000,000円	380,000円
			9,000,001円～ 9,500,000円	260,000円
			9,500,001円～10,000,000円	130,000円
	一般	その他の方		
		申告者の合計所得金額	～ 9,000,000円	330,000円
			9,000,001円～ 9,500,000円	220,000円
			9,500,001円～10,000,000円	110,000円
㉑扶養控除	同居老親等	同居の直系尊属の方	満70歳以上の方（昭和24年１月１日以前に生まれた方）	450,000円
	老人	その他の方		380,000円
	一般	満23歳～69歳の方（昭和24年１月２日から平成８年１月１日までの間に生まれた方）		330,000円
		満16歳～18歳の方（平成12年１月２日から平成15年１月１日までの間に生まれた方）		
	特定	満19歳～22歳の方（平成８年１月２日から平成12年１月１日までの間に生まれた方）		450,000円
㉒基礎控除				330,000円

※16歳未満（平成15年１月２日以後生まれ）の扶養親族の方は扶養控除の対象になりません。

⑳配偶者特別控除

	申告者の合計所得金額		
	0円～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
配偶者の合計所得金額	控除額		
380,001円～ 900,000円	330,000円	220,000円	110,000円
900,001円～ 950,000円	310,000円	210,000円	110,000円
950,001円～1,000,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,000,001円～1,050,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,050,001円～1,100,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,100,001円～1,150,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,150,001円～1,200,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,200,001円～1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,230,001円以上	0円	0円	0円

申告書の裏面

12　事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。詳細は、西尾張県税事務所の事業税担当者へおたずねください。

15　寄附金に関する事項

あなたの平成30年中の寄附金で控除の対象となる場合には記入してください。
※寄附団体からの受領書や証明書等が必要です。

16　非課税所得者に関する事項

平成30年中に、非課税の収入や所得のあった方は、種類と金額を記入してください。

市民税・県民税の計算のしかた

市民税・県民税の税額は、すべて市で計算します。

①**税金の内容は**…市民税、県民税いずれも均等割と所得割の合計額です。

②**均等割は**…市民税が年3,500円、県民税が年2,000円で、合わせて5,500円の定額です。

③**所得割は**…市民税、県民税ともに前年中の所得に応じて次の算式で計算されます。

総所得金額
山林所得金額
退職所得金額
分離課税の譲渡所得金額
－ 所得控除 ＝
課税総所得金額
課税山林所得金額
課税退職所得金額
分離課税譲渡所得金額
→ × 税　率 ＝ 算出所得割 － 調整控除 － 税額控除 ＝ 所得割

※課税総所得金額、課税山林所得金額、分離課税譲渡所得金額、課税退職所得金額にそれぞれ別々に税率をかけて計算します。

④**税率は**、次の表のとおりです。

税の区分	課税総所得金額の区分	税率
市民税	一律	6％
県民税	一律	4％

※分離課税譲渡所得に係る税率は異なりますから、税務課市民税係におたずねください。

⑤**調整控除とは**…税源移譲に伴う、個人住民税と所得税の人的控除の差による負担増を抑えるための控除です。

◆調整控除の算出方法◆

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下	①と②のいずれか小さい額の５％（市３％・県２％） ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超	①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（市３％・県２％） ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額－200万円

◆人的控除額の差◆

控除の種類		金額
基礎控除		５万円
障害者控除	普通	１万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除	一般	１万円
	特別	５万円
寡夫控除		１万円
勤労学生控除		１万円
扶養控除	一般	５万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円

控除の種類				金額
配偶者控除	一般	申告者の合計所得	9百万円以下	５万円
			9百万円超9.5百万円以下	４万円
			9.5百万円超1千万円以下	２万円
	老人		9百万円以下	10万円
			9百万円超9.5百万円以下	６万円
			9.5百万円超1千万円以下	３万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得 38万円超85万円以下	申告者の合計所得	9百万円以下	５万円
			9百万円超9.5百万円以下	４万円
			9.5百万円超1千万円以下	２万円
	配偶者の合計所得 85万円超90万円以下		9百万円以下	３万円
			9百万円超9.5百万円以下	２万円
			9.5百万円超1千万円以下	１万円

申告書の書き方（記載例）

※マイナンバー制度の導入により、申告書を提出される方ならびに控除対象配偶者や控除対象扶養親族の方などの個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

必ず、住所・氏名・電話番号・個人番号を記入し、押印してください。

3　所得から差し引かれる金額に関する事項　※各控除額については裏面を参照してください。

⑩雑損控除　災害等により住宅や家財等に損害を受けた場合の損失額の所得金額からの控除額は次の算式で計算されます。※証明書が必要です。

平成30年中の損失金額 − 保険金等で補てんされる金額 − 総所得金額等×10% ＝ 控除額

⑪医療費控除　次のいずれかの控除の適用となります。

医療費控除　あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費等を、あなたが平成30年中に支払った場合の所得金額から一定の算式のもと控除できます。

平成30年中に支払った医療費の金額 − 保険金等で補てんされる金額 − 10万円か、総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額 ＝ 控除額（最高200万円）

※控除の明細書の添付又は領収書が必要です。

医療費控除の特例（スイッチOTC）　適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防の取組を行う個人が、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を、平成30年中に12,000円を超えて支払った場合に、所得金額から控除できます。

平成30年中に購入したスイッチOTC薬の金額 − 保険金等で補てんされる金額 − 12,000円 ＝ 控除額（最高88,000円）

※控除の明細書の添付又は領収書が必要です。

⑫社会保険料控除　あなたが平成30年中に支払った国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の社会保険料、または、あなたの給与や年金から平成30年中に差し引かれた社会保険料がある場合にはその金額を記入してください。※証明書、領収書や納付確認書等が必要です。

⑬小規模企業共済等掛金控除　小規模企業共済（旧第２種共済契約を除く。）制度や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を、あなたが平成30年中に支払った場合に記入してください。※証明書が必要です。

⑭生命保険料控除　あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする保険契約で、平成24年１月１日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料を、あなたが平成30年中に支払った場合に記入してください。※証明書が必要です。

⑮地震保険料控除　住宅や家財等の生活資産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、または、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（満期返戻金等のあるもので、保険期間または共済期間が10年以上の損害保険契約）に係る保険料や掛金（旧長期損害保険料）を、あなたが平成30年中に支払った場合に記入してください。※証明書が必要です。

⑯寡婦（寡夫）控除　※あなたが該当する箇所の□欄にレ点を記入してください。

- 寡婦　① 夫と死別し、その後に婚姻していない又は夫が生死不明な場合で、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の場合
　② 夫と死別、離婚後に婚姻していない又は夫が生死不明な場合で、扶養親族や平成30年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる場合
- 特別の寡婦　寡婦のうち、扶養親族である子があり、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の場合
- 寡夫　妻と死別、離婚後に婚姻していない又は妻が生死不明な場合で、平成30年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいて、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の場合

⑰勤労学生控除　あなたが勤労学生で、平成30年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち勤労によらない所得が10万円以下の場合に□欄にレ点を記入し、併せて学校名も記入してください。※証明書が必要です。

⑱障害者控除（※個人番号も記載）　あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族で心身に障害のある方がいる場合に記入してください。※障害者手帳等の提示が必要です。

⑲配偶者控除（※個人番号も記載）　あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者や内縁の方は含みません）で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の方がいる場合に記入してください。
・別居の場合は、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。

⑳配偶者特別控除（※個人番号も記載）　あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたの配偶者の平成30年中の合計所得金額が38万円超123万円未満である場合に記入してください。

㉑扶養控除（※個人番号も記載）　あなたと生計を一にする満16歳以上の扶養親族（年の途中で死亡した場合も含まれます。）で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の方がいる場合に記入してください。
・同居の場合は、□欄にレ点を記入してください。
・別居の場合は、□欄にレ点を記入し、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）（※個人番号も記載）　あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族（年の途中で死亡、及び出生した場合も含まれます。）で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の方がいる場合に記入してください。※控除対象とはなりませんが、市民税・県民税の算定に必要になりますので記入してください。
・同居の場合は、□欄にレ点を記入してください。
・別居の場合は、□欄にレ点を記入し、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。

※「総所得金額等」…損失の繰越控除後の下の囲枠内の所得金額の合計額です。
※「合計所得金額」…損失の繰越控除前の下の囲枠内の所得金額の合計額です。

総所得金額（申告書⑨の金額）、分離課税分の短期譲渡所得金額（特別控除前）、分離課税分の長期譲渡所得金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額（分離課税分を除く。）

平成31年度分　市県民税申告書（記載例）

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

（あて先）	愛西市長
現住所	愛西市稲葉町米野308番地
1月1日現在の住所	同上
提出年月日	31年 3月 2日
フリガナ	アイサイ　タロウ
氏名	愛西　太郎（印）
生年月日	明・大・昭・平 25・5・5
整理番号	
業種又は職業	会社員
電話番号	0567－26－8111
世帯主の氏名	愛西　太郎
世帯主との続柄	本人
個人番号	

1 収入金額等

区分		記号	金額
事業	営業等	ア	1,079,789円
事業	農業	イ	87,200
不動産		ウ	60,000
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	2,400,000
雑	公的年金等	キ	1,235,150
雑	その他	ク	
総合譲渡	短期	ケ	
総合譲渡	長期	コ	
一時		サ	

2 所得金額

区分		番号	金額
事業	営業等	①	48,052
事業	農業	②	72,100
不動産		③	44,100
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	1,500,000
雑		⑦	35,150
総合譲渡・一時		⑧	
合計		⑨	1,699,402

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

項目	内容	
⑩雑損控除	損害の原因／損害年月日／損害を受けた資産の種類	損害金額／保険金などで補塡される金額／差引損失額のうち災害関連支出の金額
⑪医療費控除	支払った医療費 285,000円	保険金などで補塡される金額 35,000円
⑫社会保険料控除	社会保険の種類：国民健康保険税	支払った保険料：230,000
	介護保険料	46,000
	合計	276,000
⑭生命保険料控除	新生命保険料の計 12,000	旧生命保険料の計 120,000
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計 100,000
	介護医療保険料の計 70,000	
⑮地震保険料控除	地震保険料の計 30,000円	旧長期損害保険料の計 20,000円
⑯～⑰寡婦（寡夫）、勤労学生控除	⑯ □寡婦（寡夫）控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）	⑰ □勤労学生控除（学校名）

⑱障害者控除

	フリガナ	氏名	障害の程度	個人番号
1	アイサイ　タイチ	愛西　太一	○身体　精神　3級　療育　その他（　）度	
2			身体　精神　級　療育　その他（　）度	

⑲～⑳配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

フリガナ	氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額	個人番号	
アイサイ　ハナコ	愛西　花子	○昭 31・8・7	180,000円		□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉑扶養控除

	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	個人番号	控除額
1	アイサイ　イチロウ	愛西　一郎	○昭 4・1・1	☑同居 □別居	父		万円
2	アイサイ　ハルコ	愛西　春子	○昭 5・2・4	☑同居 □別居	母		
3			明・大・昭・平	□同居 □別居			
4			明・大・昭・平	□同居 □別居			

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	個人番号
1	アイサイ　タイチ	愛西　太一	○平 22・11・7	☑同居 □別居	子の子	
2			明・大・昭・平	□同居 □別居		
3			明・大・昭・平	□同居 □別居		

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。　扶養控除額の合計 900,000

特記事項

4 所得から差し引かれる金額

項目	番号	金額
雑損控除	⑩	
医療費控除	⑪	165,030
社会保険料控除	⑫	276,000
小規模企業共済等掛金控除	⑬	
生命保険料控除	⑭	70,000
地震保険料控除	⑮	25,000
寡婦（寡夫）控除	⑯	
勤労学生、障害者控除	⑰～⑱	260,000
配偶者控除	⑲	330,000
配偶者特別控除	⑳	
扶養控除	㉑	900,000
基礎控除	㉒	330,000
合計	㉓	2,356,030

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・都道府県民税申告書（分離課税用）」をあわせて提出してください。

5　給与・公的年金等に係る所得以外（平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法
□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

4　所得から差し引かれる金額について　各控除金額については裏面を参照してください。

給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得のある場合は、どちらかの□欄にレ点を記入してください。

1　収入金額等、2　所得金額

区分	説明	計算方法
営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業等の営業から生ずる所得外交員、大工、日雇、漁業等の事業から生ずる所得です。	収入金額（ア・イ・ウ）－必要経費＝所得金額（①・②・③） ※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」へも記入してください。 ※生計を一にする配偶者や親族で事業専従者がいる場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」へ記入してください。 なお、白色申告の場合は、その事業専従者一人につき、次のアかイのいずれか少ない方の金額を記入してください。 ア：50万円（配偶者の場合は86万円） イ：事業専従者控除を差引く前の所得金額÷（事業専従者の数＋1）
農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育等から生ずる所得です。	
不動産	貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸地、借地権設定等から生ずる所得です。	
利子	預貯金や公債の利子、貸付信託の分配金等の所得です。 ※源泉分離課税されているものは申告不要です。	収入金額（エ）＝所得金額（④）
配当	株式配当、出資配当、投信分配、剰余金分配等の所得です。	収入金額（オ）－負債の利子＝所得金額（⑤） ※負債の利子がある場合は、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」へも記入してください。 ※配当割額控除額があった場合は、申告書裏面の14へも記入してください。
給与	俸給、給料、賃金、賞与等の所得です。	収入金額（カ）－給与所得控除＝所得金額（⑥）（☆別表①参照） ※事業主の発行する源泉徴収票を添付してください。ない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」へ記入してください。
雑　公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金等の所得です。	公的年金等の収入金額（キ）－公的年金等控除額＝所得金額A ※源泉徴収票を添付してください。（☆別表②参照） ※遺族年金、障害年金等は非課税年金です。ここには金額を記入しないで、申告書裏面の「16 非課税所得者に関する事項」へ記入してください。
雑　その他	原稿料、印税、講演料、金銭の貸付利子、生命保険の年金（個人年金保険）等の所得です。	収入金額（ク）－必要経費＝所得金額B ※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」へ記入してください。
雑　計		所得金額A＋所得金額B＝所得金額（⑦）
総合譲渡	土地建物等以外の資産の譲渡による所得です。 短期　取得してから5年以内に譲渡した場合 長期　取得してから5年を超えて譲渡した場合	（短期） 収入金額（ケ）－必要経費－特別控除＝所得金額（⑧） （長期） （収入金額（コ）－必要経費－特別控除）×1/2＝所得金額（⑧）
一時	賞金、懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や満期返戻金等の所得です。	（収入金額（サ）－必要経費－特別控除）×1/2＝所得金額（⑧）

☆別表①　給与所得金額の計算方法

給与収入の金額	給与所得	給与収入の金額	給与所得
0円～ 650,999円	0円	1,628,000円～ 1,799,999円	A×4×60%
651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円	1,800,000円～ 3,599,999円	A×4×70%－ 180,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	A×4×80%－ 540,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～ 9,999,999円	収入金額×90%－1,200,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円～	収入金額　－2,200,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円		

※Aは、収入金額÷4（千円未満端数切捨て）で算出した金額

☆別表②　公的年金等所得金額の計算方法

受給者の区分	公的年金等の収入金額	公的年金等所得金額
年齢65歳以上（昭和29年1月1日以前に生まれた方）	～1,200,000円	0円
	1,200,001円～3,299,999円	収入金額　－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－ 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－ 785,000円
	7,700,000円～	収入金額×95%－1,555,000円
年齢65歳未満（昭和29年1月2日以後に生まれた方）	～ 700,000円	0円
	700,001円～1,299,999円	収入金額　－ 700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－ 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－ 785,000円
	7,700,000円～	収入金額×95%－1,555,000円

AWO70090　A3　2つ折　紺藍　1,000　2018.08